

議案第 13 号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成 12 年小田原市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第 2 条第 1 号中「第 120 条第 1 項」の次に「、第 120 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同条第 6 号中「事務」の次に「又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「1 件」を「又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同号を同条第 7 号とし、同条中第 4 号を第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(6) 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 700 円

第 2 条第 3 号中「第 120 条第 1 項」の次に「、第 120 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使

用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号。第4条において「総務省令」という。）第1条の2に定めるものに限る。以下この号及び第6号において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円

第4条第3号エ中「地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号。以下この号及び第6号において「総務省令」という。）第1条の2」を「総務省令第1条の3」に、「第1条の3」を「第1条の4」に改め、同号オ(ア)中「1, 180, 000円」を「1, 450, 000円」に改め、同号オ(イ)中「1, 410, 000円」を「1, 720, 000円」に改め、同号オ(ウ)中「1, 590, 000円」を「1, 920, 000円」に改め、同号オ(エ)中「1, 950, 000円」を「2, 360, 000円」に改め、同号オ(オ)中「2, 270, 000円」を「2, 740, 000円」に改め、同号オ(カ)中「4, 550, 000円」を「5, 640, 000円」に改め、同号オ(キ)中「5, 820, 000円」を「7, 240, 000円」に改め、同号オ(ク)中「7, 070, 000円」を「8, 790, 000円」に改める。

第6条第1項第3号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第9条第61号中「（昭和25年政令第338号）」を削り、「1件につき27,000円」を「27,000円」に改め、同号を同条第63号とし、同条第60号の次に次の2号を加える。

- (61) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替に関する特例の認定の申請に対する審査 27,000円

(62) 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替に関する特例の認定の申請に対する審査 27,000円

第20条第1項第1号ウ(ア)及び第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第15章の章名を次のように改める。

第15章 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る手数料

第23条第1項各号列記以外の部分及び同項第1号から第8号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第9号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条第3号エの改正規定は、同年3月1日から施行する。

令和6年2月14日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正され、戸籍法及び消防法に基づく事務に係る標準手数料の設定等が行われることに伴い、本市の手数料についてこれに応じた措置を講ずるとともに、建築基準法に基づく事務に係る手数料を定める等のため提案するものであります。